

2023年6月15日

十勝川・浦幌十勝川流域に暮らすアイヌ民族とコタン、鮭について

浦幌町立博物館
学芸員 持田 誠

1 近世から近代における浦幌町一帯のアイヌ民族に関する人別統計について

浦幌町は北海道東部十勝郡に位置する町です。現在の町域になったのは1955（昭和30）年の旧大津村の再編によるもので、それ以前は沿岸部を大津村、浦幌川流域を浦幌村（1954年に町制施行）により構成していました。

江戸時代のトカチ場所時代のアイヌコタンを記録した史料として、1808（文化元）年の「東蝦夷地各場所様子大概書」があります。このなかに「戸勝場所大概書」があり、「蝦夷小屋ありて蝦夷居住」と記された40箇所がコタンを示していると考えられています。ここには、「とかち、うらほろ、へっちャる」の名が見られ、「とかち」は現在の浦幌十勝川流域、「うらほろ」は浦幌川流域、「へっちャる」は現在の十勝川下流域を示していると思われます。「男は春鱈、鮎を釣、布海苔を取、秋は鱒漁を致、冬の稼方なし、戸勝山え帰りて越年致す。女はアツシを織り産物に出し、キナ座スダレ杯を場所遣ヒ用程は編み出す」と記されており、漁期にコタンから場所に出て働き、コタンで冬を越していたとも考えられます（『新広尾町史第一巻』による）。

1855（安政元）年のトカチ場所アイヌ小口数の記録では、十勝郡はオホツナイ、ヲサウス、ハラチカ、トカチ、タレネオタ5コタンを記録し、トカチ17軒51人、ヲサウス13戸27人、オホツナイ6戸13人、ハラチカ6戸13人、タレネオタ6戸18人などと記録されています。

現在の浦幌町域一帯は、1869（明治2）年に十勝国7郡51村が制定された際の、十勝郡ベツチャロ・トカチ・オヘツコハシ・アイネウシ・オホツ・ヲサウスの6ヶ村に該当します。静岡藩時代の1891（明治24）年11月のアイヌの人口が、人別記録（『蝦夷乃燈』所収）に記されており、大津村3軒17人、十勝村12軒43人、アエシネウシ村（アイネウシ）3軒17人、ヲサウシ（ヲサウ村ス）、16軒55人、カンカン村（現在の豊頃町安骨・旅来付近。地元の郷土史家には、当時は十勝川対岸の現浦幌町愛牛地区と事実上は一体だったという話が伝わっている）2軒5人、ベツチャロ村2軒9人とされています。

2 近世から近代における浦幌町一帯のアイヌ民族に関する見聞記録について

近世末期から近代初期にかけてのコタンの様子は、統計とは別に旅行者の見聞記録にたびたび見ることができます。1857（安政4）年に箱館奉行の堀利熙に随行して道東を探検した玉蟲左太夫誼茂が現した『入北記』では、釧路方面から海岸沿いを歩いて厚内、昆布刈石を経て現在の浦幌十勝川河口を渡り大津へ出た記述が以下のように記されています。

<中略>トカチに至り小憩ス。此前二川アリ、トカチ川ト云フ。幅百間余ノ大川ナリ。是ヨリ舟渡ニテ七八丁来リ海岸へ出デ一里半行キテ又川アリ、ヲホツナイト云フ。是又トカチ川同様ノ幅ナリ。是ヨリ舟行同書番家前ニ着シタリ（中略）漁業鮭、キウリト云フ魚アリト云フ。此处番家且土人家アリテ宜シキ場所ナリ

（『入北記』玉蟲左太夫著、稲葉一郎解説、北海道出版企画センター、1992）

松浦武四郎は1856（安政3）年9月に釧路方面から沿岸を歩き、現在の浦幌十勝川河口に達しています。

トカチ

川巾式丁程有。川東に小休所一棟（八坪）有。其他茅葺假屋多し。後ろの方川番小屋三軒（イカンテハ家内四人、コンハラ家内七人、カンナムツ家内五人）有。此川鮭・鱒・チライ・鯨（あめのうお）・鰯（かれい）・シユシヤモ等多し。越て砂浜寄木多き処しばし行て沼の端に出る。

此川少々上り（一里半）ウラホロと云処有。其より又少しにてヲホツナイ川と合ふ也。

トイトウ

ヲホツナイ

川有、巾式丁程有。上りて番屋立継通行屋一棟（八十七坪）、板蔵一、芋蔵一棟、人足小屋一棟、稲荷の社。此辺土地砂接りの礁石にして宜しからず。然れども大根菜・牛蒡・五升芋等はよく出来たり。此後ろ川向に鮭番屋有る也。此処土人四軒（サルハ家内五人、シアン家内二人、シウス家内六人）有。其他両所より四軒（シコマカ家内五人、イヌラヲフニ家内六人、イラサアイノ家内四人、レクタマ家内四人）ヘルフネえ引越居るよし也。また三軒当初より（イハシヲサク家内三人、イヌキレ家内三人、ルカヌアイノ家内四人）ヲサウスへ引越候由。右合九軒人別三十九人。此ヘルフ子のシユマカが母は当年八十歳（トクテマツ）、イヌラヲマフの母は八十二歳（アウトルケ）になるよし也。前に標柱（トウファイヘ七里八丁、シヤクヘツヘ六里十四丁）有。

此川本名トカチ也。＜中略＞其川すじは同書ヲホツナイより一里にして、

ヲサウス

此処十軒（イノワル家内五人、エマカ Ril 家内四人、ハウエサン家内三人、シエク家内二人、アントン家内四人、チエヤン家内二人、ウサルシ家内四人、エチマフヌラレ家内七人）有。其内八軒当初に有。其余一軒（シカマクル家内五人）アイシニセへ引越し、又一軒（クヘア家内三人）ホクタと云へ引越したるよし也。合拾軒人別三十九人と聞しが、又外より此処え三軒程引移り来りしも有と。また少し上りて、

ヲヘツコワシ

此処えも壱人引越し来り居る由（脇乙名ヲトリ家内四人）少し上りて、

ベツチヤリ

此処にて本川と出逢ふ也。又少々にて

タン子ヲタ

当時五軒（シユシテ家内八人、コアテカアイノ家内七人、エシカトコロ家内八人）内三軒当初に住し、一軒（カモエヌンカ家内九人）トフマヲカへ引越、一軒（ウナハヌ家内六人）ヲサウスへ引越居るよし。又当所えトカチより一軒来り居るも有よし。扱此カモエヌンカ（五十一才）親父イサルクマは当年八十三歳、母ヤリケは八十歳なる由。またコアテカアイノ（六十二才）の母も八十才になる由聞きたりける。扱また此川の東

トカチ

の川筋には当時廿五軒（クンテキ家内四人、ニノシケレ家内六人、コファイ家内五人、ヤンケリ家内三人、サナシカ家内三人、トナシリキン家内六人、シ子アチ家内五人、ヤスカル家内六人、チヤシノサン家内四人、イタキンカ家内六人、カフニセ家内五

人、マカルカル家内三人、イチヤリキ家内八人)、内十六軒当所に住し、外三軒は渡し守に下り、又一軒(チカフレ家内六人)タン子ヲタ、また二軒(乙名サスカヲク家内四人、シコライ家内四人)はアエシニウシへ、又一軒ヲヘツコハレイへ引越たると。其内脇乙名ヲトソ父モナクマヲエは当年八十二才、母ウタルシマツは七十四才、ヤエヌカル母はサ子キリマツは当年八十三才なるよし。

(『竹四郎廻浦日記 下』高倉新一郎解説、北海道出版企画センター、1978)

現在の浦幌町域一帯は、1869(明治2)年に十勝国7郡51村が制定された際の、十勝郡ベツチャロ・トカチ・オヘツコハシ・アイネウシ・オホツ・ヲサウスの6ヶ村に該当します。静岡藩時代の1891(明治4)年11月のアイヌの人口が、人別記録(『蝦夷乃燈』所収)に記されており、大津村3軒17人、十勝村12軒43人、アエシネウシ村(アイネウシ)3軒17人、ヲサウシ(ヲサウ村ス)、16軒55人、カンカン村(現在の豊頃町安骨・旅来付近)2軒5人、ベツチャロ村2軒9人とされています。

3 川筋に暮らしていたアイヌと、コタンの分布について

これらの記録・記述から、近世から近代にかけて、現在の十勝川、浦幌十勝川、下頃辺川などの川筋に、アイヌのコタンがあったと考えられます。また、松浦武四郎の記録からは、これらのコタンの間を移動するアイヌがいたこと、鮭や鱒を捕って暮らしていた様子もうかがい知ることができます。

時代によりコタンの名称や位置に関して、正確な特定や連続性が困難なケースも見受けられます(カンカン、ヲヘツコワシ)。愛牛地区に暮らしていた長濱伊蔵は、1898(明治31)年に十勝川対岸の旅来と愛牛を結ぶ「愛牛タンネヲタ」渡船を開き、人や馬車を船で渡していたといいます(北海道博物館による親族の瀧口夕美さんへの聞き取りによる。

『アイヌのくらしー時代・地域・さまざまな姿ー』北海道博物館、2021)。その他にも、旅来、愛牛付近では十勝川の両岸での暮らしが一体だったとの話が伝わっており、これらのことから、コタンの実際のありようは、必ずしも今日の行政区画による境界とは一致しない場合があると考えられますが、時代や民族史的背景を考えると当然のように思われます。

また、「トカチ」はおおむね河口沿岸域を指す地名が起源と思われそうですが、今日では一般に浦幌十勝川河口部の十勝太をひとつのコタンとして見る考え方が主流のようです。しかし、もともと「トカチ」は幅広い地理概念のためコタン名称として考えると曖昧な点もあり、先述の松浦武四郎の『廻浦日記』の記述に「三軒は渡し守に下り」とあるように、トカチの中でも浦幌十勝川河口の渡船守がいる地域を「トカチブト」と言い、トカチコタンそのものはやや上流域(ヲベツコワシからウラホロブト付近?)の浦幌川合流点付近から豊北一帯を指していたという考え方もあるようです。

しかし、いずれにしても、現在の十勝川と浦幌十勝川一帯には、少なくとも5-6のコタンと呼ばれる集落が川筋に点在し、漁などをしながら生活していたという事は、歴史的な事実と考えられます。

4 アイヌとサケ漁の密接な関係とその変化について

1883(明治16)年5月に、当時の札幌県は「甲第二十三号布達 十勝国十勝郡大津川口ヨリ同国中川郡安骨村字「チヤシコチヤ」迄ヲ除クノ外該川ニ於テ鮭漁禁止候条此旨布達候事」を發します。下流部は和人の曳網漁に配慮して認める反面、中流以上の流域ではサ

ケを獲ることを違法とするもので、同年10月には現地取締のための「密漁監守」を配置しました。監守を務めた林弘之の復命書には、禁漁の通知自体が流域のアイヌには通知されておらず、突然の禁止に「唯徒ニ驚怖ノ念ヲ抱ク」様が記録されています（山田伸一「札幌県による十勝川流域のサケ禁漁とアイヌ民族」『北海道開拓記念館研究紀要』no.37、2009』）。

急に鮭を捕れなくなった流域のアイヌは翌年には飢餓状態に陥り、『殖民状況報文』によると6名の餓死者を出すにまで至ります。これに対処するため、大津戸長役場は米の配給を実施したり、1883（明治16）年に入植した民間開拓団体「晩成社」から馬鈴薯を購入して給付したりしますが、根本的な解決には至っていません。当時の飢餓の様子は、各種の公的な記録にあるほか、晩成社の『第三回報告書』にも「昨冬官吏ヨリ捕鮭禁止の令アリシカバ、土人ハ漸次食絶工、飢饉且夕ニ迫リ、只座シテ死ヲ待ツガ如シ」などの記述が見られます。

十勝郡のアイヌがこの禁漁によりどれだけの影響を受けたのかの具体的な記述は管見の限り見つけることが出来ませんが、川筋に暮らすアイヌにとって、鮭が非常に重要な食糧資源であった様子がうかがえます。また、アイヌ鮭は捕獲した鮭を干して交易にも用いており、鮭を獲ることは生業として重要な位置付けであったと考えられます。浦幌町立博物館には、愛牛地区のアイヌ墓地から北海道帝国大学（当時）の研究者により持ち去られたアイヌ遺骨の副葬品が所蔵されています。遺骨の地域への返還に際して、共に返還された副葬品が博物館へ寄贈されたものです。この中には、漁網を縫う道具であるアパリ（網針）が含まれています。十勝川流域でも、マレックを用いた突き漁と共に、ヤシヤと呼ばれる網を用いた川漁が行われていたことが記録されていますが、アパリはそうしたアイヌと鮭漁との関係を示す重要な資料と考えられます。

川での鮭禁漁を受け、政府はアイヌに農業への転換を奨励するようになり、徐々にそうした生業の転換を行う者も出てきますが、重要なことは、川での鮭漁からの撤退はアイヌによる自発的な生活様式の変化ではなく、和人による強制的な転換であったことが、歴史的にも明らかである点です。このことは、先住民族として十勝川・浦幌十勝川流域に暮らすアイヌの今日と未来を考える上で、重要な視点であると考えられます。今後、アイヌの先住権を検討する上での重要な判断材料になると考えられますので、意見書として提出いたします。